説明会に替えて連絡する事項

１．見積書の取扱について

１）審査事項の１項目として本件の見積及び参考見積の提出を求めるが、審査会において提案内容の審査を行った結果、同等とされた場合は、本件の見積及び参考見積金額の低い方を選定する。

２）最終的な契約金額については、契約締結段階で宇治市としての積算を行いつつ、提案書に記載された参考見積金額を上限額として協議し決定することとする。

２．審査委員について

　　審査前においては審査委員については公表しない。

３．資料等について

　宇治市が提供する資料以外の資料収集は独自に行うこと。

４．営業活動について

　本日以降の営業活動は自粛すること。